

北陸各県で「信書の送達に関する制度説明会」を開催

総務省北陸総合通信局（局長：菱田 光洋）は、令和6年7月から8月にかけて、信書の送達サービスに関心のある方を対象に、富山県高岡市、福井県敦賀市及び石川県金沢市において、信書の送達に関する制度説明会を開催しました。

「信書」とは、「特定の受取り人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」であり、これは、原則として、日本郵便株式会社及び信書便事業者だけが取扱うことができると定められています。

各説明会では、信書に該当するものとししないものの例示を行い、それぞれ用いるべき送達のサービスを説明するとともに、信書便事業者の役務内容や、巡回集配などのサービス例を紹介しました。

北陸総合通信局は、信書便事業への新規参入の促進のほか、今回のような信書の送達に関する制度の周知・広報に今後も取り組んで参ります。

7
月
18
日
高岡会場



7
月
24
日
敦賀会場



8
月
8
日
金沢会場



周知用印刷物
各会場で配布した制度の



お問合せ先： 信書便監理室 TEL 076-233-4428